

JRグループでのご利用・特典のご案内

<JRカードは・・・>

- JRカードは、カード発行会社とJRグループとの提携カードです。
JRグループのJRカード取扱窓口で乗車券類、航空券、旅館券などがお求めいただけます。

<JRカードの特典>

●駅レンタカー

全国の駅レンタカーの営業所でJRカードをご提示いただくと、基本料金が割引になります。(ただし、割引の対象外となる車種もございます。)詳しくはホームページ(<https://www.ekiren.co.jp/>)をご確認ください。

●JRホテルグループ

JRホテルグループでチェックイン時にJRカードをご提示いただくと、基本料金が1割引になります。(但し除外となるホテルがあります。)ご予約は、直接ホテルまたはJRホテルグループ東京予約センターにて承っております。

JRホテルグループ東京予約センター

●03-5391-6916(9:30～17:00 土・日・祝・年末年始休)

<利用上のご注意>

- 1 お求めいただける商品はJRカード取扱窓口で発売している乗車券類です。窓口によって取扱っていない商品があります。
- 2 JRカード取扱窓口の営業時間は窓口によって異なります。
- 3 JRカードと現金の併用はできません。
- 4 払い戻しはJRカード取扱窓口にお申し出ください。
- 5 きっぷのお求めまたは払い戻しの際は、必ずお買上票・払戻票の内容をお確かめください。

※詳しくはお近くのJRの駅の窓口でおたずねください。

三菱UFJニコス株式会社
フランチャイジー各社

JRカード会員特約(個人会員)

第 1 条(JRカード)

1. JRカード(以下「カード」という。)とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社(以下これらを「旅客鉄道会社」という。)とカード発行会社(以下「カード会社」という。)が提携して発行するクレジットカードで、旅客鉄道会社で乗車券類の購入ができるほか、カード会社のクレジットカードとしても利用できるものです。
2. 本特約は旅客鉄道会社、カード会社および第2条に定める会員との間で適用されます。

第 2 条(会員)

1. 会員(個人会員)とは、本人会員と家族会員をいいます。
2. 本人会員とは、本特約およびカード会社の会員規約を承認のうえ、旅客鉄道会社およびカード会社(以下併せて「両社」という。)に入会を申し込み、両社が入会を認めた方をいいます。家族会員とは、本人会員の家族で、両社が入会を認めた方をいいます。

第 3 条(カードの使用)

1. カードにより購入できる旅客鉄道会社の商品は、旅客鉄道会社の指定する窓口(以下「JRカード取扱窓口」という。)で販売している商品としますが、カードで購入できない商品もあります。
2. カードにより購入した旅客鉄道会社商品の払いもどしまたは変更は、JRカード取扱窓口で取り扱います。

第 4 条(代金の支払い)

会員は、旅客鉄道会社におけるカード等利用代金等をカード会社の会員規約に定める方法により支払うものとします。

第 5 条(退会)

会員が都合により退会する場合は、カード会社に届け出るものとします。

第 6 条(合意管轄裁判所)

会員と旅客鉄道会社との間で発生する訴訟については、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または旅客鉄道会社の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第 7 条(特約の改定等)

旅客鉄道会社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定し(本特約と一体をなす規定等を新たに定めることを含みます。)、または本特約に付随する規定等を改定することができます。この場合、旅客鉄道会社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第 8 条(カード会社の会員規約と本特約の関係)

1. 本特約とカード会社の会員規約に定める内容が相違する場合は、本特約に定める内容を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、カード会社の会員規約が適用されるものとします。

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては、カード会社の会員規約に記載する相談窓口にご連絡ください。